

平成 30 年 6 月末日

お客様各位

ショーボンドマテリアル株式会社

弊社取扱製品の劇物指定製品追加に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月 1 日より、「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」において、エポキシ樹脂に一般的に使用される原料が複数、新たな劇物として設定される見込みとなっています。これにより、弊社製品のうち多くの製品が新たに『医薬用外劇物』となりますので、お知らせします。

記

1. 医薬用外劇物に指定される製品（従来より劇物だったもの 19 品目を含む：網かけ製品）

#101(S)	#101(W)	#101B(S)	#101B(W)
#101TK(S)	#202(S)	#202(W)	#202JT
#202-72h(S)	#202-72h(W)	#303A(S)	#303A(W)
#303C(S)	#303C(W)	#505(S)	#505(W)
AG プライマー	BL グラウト 100(S)	BL グラウト 100(W)	BL グラウト(S)
BL グラウト(W)	BL グラウト(WW)	CE(WW)	CF パテ(S)
CF パテ(W)	DD グラウト 50	EPX-2	EPX-2(W)
EPX-3	EPX-3(W)	FC#01(S)	FC#01(W)
FC#02(S)	FC#02(W)	FV(S)	FV(W)
HB(S)	HB(W)	JH-3(S)	JH-3(W)
K-3003(S)	K-3003(W)	KC グラウト MT	KC グラウト THK
L パテ	PBA(W)	R プライマー	SB(W)
SBJT(S)	SBJT(R)	SBJT(W)	SB 防錆プライマー(S)
SB 防錆プライマー(W)	VE(S)	VE(W)	WB グラウト
WB グラウト-J	WB シール-J(S)	WB シール-J(W)	アンカーT
アンカーロック(S)	アンカーロック(W)	グラウト MKN(S)	グラウト(S)
グラウト(W)	グラウト TK	グラウト TK-II	グラウト TK-II(W)
グラウト TSK	クリアガードワン(S)	ネオパテ CF(S)	ネオパテ CF(W)
ネオパテ F(S)	ネオパテ F(W)	ネオパテ F(WW)	ネオパテ(S)
ネオパテ(W)	ネオプライマー(WW)	メジコーク E1	レジンパッチ(S)
レジンパッチ(W)			

2. 「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」のスケジュールについて

交付日：2018年6月下旬予定（2018年6月15日時点未交付）

施行期日：2018年7月1日予定

経過措置：2018年9月30日まで予定

3.経過措置が適用される項目（平成30年9月30日までに行うべきもの）について

今回新たに劇物となる製品について（従来から劇物だったものは除く）、以下に関しては、平成30年9月30日までの経過措置が適用される見込みです。

- ①毒物劇物の所持、販売、譲り渡し（第3条）
- ②毒物劇物の取扱責任者の配置（第7条）
- ③毒物劇物の登録変更（第9条）
- ④医薬用外劇物の表示（第12条）

4.経過措置が適用されない項目（平成30年7月1日までに行うべきもの）について

以下に関しては、経過措置が適用されず、法令施行日（平成30年7月1日）までに実施、もしくは継続的に実施する必要があります。

- ①毒物劇物の保管場所変更届の提出（第10条）（保管庫の内訳が変更になる場合）
- ②保管庫への「医薬用外劇物」表示（第12条3項）
- ③毒物劇物の譲渡手続き（第15条）（記録と保管）

5.毒物劇物の保管と取扱について（現場を含む）

- ①毒物、劇物を保管する際は、施設可能な保管庫としてください（自治体によって保管規定の取扱いが異なるため、各自治体にご確認願います）。
- ②上記のとおり、保管庫には「医薬用外劇物」の表示が必要です。
- ③対象劇物が飛散、流出した場合、ただちに保健所、警察署、消防署に届けるとともに、危険防止の応急処置が必要となります。
- ④取扱前に、必ず安全データシート（SDS）を確認するとともに、SDSはすぐに取り出せる場所に保管してください。

6.劇物毒物の指定解除について

今後、ショーボンド製品は劇物指定原料を可能な限り排除し、順次非劇物化していく方針です。劇物指定が解除された製品については、下記 URL にて公表していきます。

<https://www.sb-material.co.jp/news.html>

以上